

## 辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成 31 年 1 月 8 日(火)午後 3 時 00 分から午後 5 時 7 分

2. 開催場所 役場 1 階第 2 会議室

3. 出席委員(14 人)

会長	1 番	有賀 勝英
会長職務代理者	2 番	宮原 光平
委員	3 番	原 美子
	4 番	宮澤 依子
	5 番	中村 良治
	6 番	小島 敏雄
	7 番	新村 幸子
推進委員		中村 脩司
		小澤 清之
		中條 清春
		栗林 秀樹
		福島 正一郎
		漆戸 裕司
		古村 孝

4. 欠席委員 なし

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可について

＜農業委員会ネットワークへの諮問案件確認＞

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地利用集積計画(農地中間管理事業)について

議案第4号 農地利用配分計画(案)について

議案第5号 下限面積の設定について

報告事項

(1)農地法第18条第6項の規定による届出

6. その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 一ノ瀬 敏樹

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 唐澤 武志  
書記 役場産業振興課農政係係員 横内 優子 中澤 貴子

## 8. 会議の概要

### (開会)

#### <一ノ瀬事務局長>

冒頭、事務局体制の一部について紹介をさせていただきます。横内が2月中旬から休暇をとるため、本日より事務の一部を中澤貴子と小松由季(本日は風邪のため欠席)が担うこととなります。よろしくお願いいたします。それでは、開会の言葉を宮原職務代理お願いします。

#### <宮原職務代理>

あらためましてあけましておめでとうございます。今年は元号が二つになるということで、新しい元号が4月1日に発表になると新聞等で出たようです。平成31年の1月度の農業委員総会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

### (会長あいさつ)

#### <有賀会長>

どうもあらためておめでとうございます。今年もよろしくお願いいたします。年が明けて、何かと騒がしい情報も入ってきますが、農業委員会は平常でいきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。昨年12月13日に町長に意見書を出しまして、どれくらい取り上げてくれるか分かりませんが、皆さんの協力を得て意見書を提出しておりますので報告いたします。また、エゴマの方も日程がだいたい絞られてきましたので、また後で細かな報告があると思いますが、協力をよろしくお願いいたします。

### (議事録署名委員の指名)

#### <有賀会長>

4番の宮澤委員さんと5番の中村委員さん、よろしくお願いいたします。

### (議事)

<有賀会長>

それでは、議案第1号農地法の規定に基づく許可についてよろしく申し上げます。

**【議案第1号、3条の規定による許可申請について1番朗読】**

<唐澤事務局次長>

東京都新宿区須賀町…番地にお住まいのAさん、Bさんが所有いたします、大字伊那富字日影…番…、地目は畑、面積412㎡を、東京都武蔵野市御殿山…丁目…番…にお住まいのCさんが取得するものです。

こちらは、11月の総会時にご審議いただきましたとおり、空き家バンクに登録されていた空き家とともに売買する農地であり、農地法施行規則第17条第2項の規定により農地取得の際の下限面積が1aに指定されています。

なお、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のA・Bさんは、作業所兼店舗、駐車場、資材置場とするため平成14年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は承継者であるCさんが農地とし、自家用野菜等を栽培したい計画であります。

また、譲受人のCさんより「5年以上継続して耕作する旨の宣誓書」の提出がありました。農地取得後の農業経営面積は4.12aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、有賀会長、福島推進委員から意見書をいただいております。

<福島推進委員>

この件に関しましては、境も国調の関係で済んでいるところですし、また町道ということで2m50cm位ではいっております。また水路等がありまして、また排水もできております。境も入っておりましたので確認をしました。よろしくご審議をお願いします。

<有賀会長>

この件について何かご質問がありましたら。道路については細いんですけれども車の出入りには影響ないと思っています。斜線のところがここの畑で農業をやっていた

けるということで非常にありがたいと思っています。この件について何かございますでしょうか。

<中村委員>

空き家をCさんが取得するということによろしいですか。

<事務局 横内>

そうですね。はい。空き家とともに取得になります。

<有賀会長>

よろしいですか。他にありますか。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは次をお願いします。

### **【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～6番朗読】**

<唐澤事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。地図は1枚目の裏を、配置図は2枚目の表をご覧ください。

東京都江東区越中島…丁目…番…にお住まいのAさんが所有いたします、中央…番、地目は田、面積1235㎡を、大字赤羽…番地…にお住まいのBさんが取得し、宅地分譲地を新設するための申請でございます。

譲受人は宅地建物取引業者の免許を有し、不動産業を営んでおりますが、申請地を取得し5区画の宅地分譲地としたい計画であります。

申請地は第2種住居地域の用途地域内にありますので、原則許可で問題ないと判断します。

この件につきましては、宮原職務代理、原委員から意見書をいただいております。

<原委員>

それでは報告いたします。12月16日に宮原職務代理と行ってきました。(場所の説明)、不動産業のBさんがここを買って、これを5区画で会社に売るという計画だそうです。調査による境は全て入っています。上下水道も問題なく通っています。道幅もあります。そういう意味では問題はないかなと思っていました。ただ、この辺りの景色が

かなり変わってきていますね。昔は田んぼであったところが、どんどんどんどん家が建っています。そんな感じでした。以上です。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いします。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは2番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。地図は2枚目の裏を、配置図は3枚目の表をご覧ください。

大字赤羽…番地…にお住まいのBさんが所有いたします、大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積716㎡、および、大字伊那富字山腰…番…、地目は畑、面積261㎡、以上2筆、計977㎡を、大字平出…番地…に所在する株式会社Cが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲受人は(業種の説明)に関する事業等を行う事業者であります。申請地に太陽光パネル186枚を設置し、売電計画を行う計画であります。

申請地は山林および宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、平成30年3月23日付で農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては、有賀会長、宮澤委員から意見をいただいております。

<宮澤委員>

報告いたします。(場所の説明)、山に近くてちょっと耕作をされる方がだんだんなくなって、以前そこは草がかなり生えていた所で、太陽光発電をすることによって、荒廃地が解消する意味では良いと思います。杭等もしっかり入っております。現地を見て参りましたが、問題はないかと思っておりますのでよろしくお願いします。

<有賀会長>

この一帯はDさんの所有で太陽光に変わっております。この上の所もDさんの所有で太陽光が使われております。そんな状況で、この地主は体が悪くて施設に入っているということで、耕作できない状況ですので、やむを得ないと思っております。この件についてご質問ございましたらお願いします。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは3番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

3番、賃借権の設定でございます。地図は3枚目の裏を、配置図は4枚目の表をご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのEさんが所有いたします、大字伊那富字家東…番、地目は田、面積1,413㎡を、大字伊那富…番地…に所在する社会福祉法人Fが借り受け、事業所敷地(駐車場)の拡張をするための申請でございます。

借受人の社会福祉法人Fは隣接地にて特別養護老人ホームを営んでおりますが、このたびの施設の増築に伴い駐車場が不足してしまいました。また、これまで借り受けていた駐車場を返却することとなったため、申請地をお見舞い・入所者家族の訪問用、職員用45台分の駐車場としたい計画であります。既存の宅地とあわせた全体面積は2,958㎡となります。

申請地はJR羽場駅から概ね300m以内の農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、有賀会長、福島推進委員から意見をいただいております

<福島推進委員>

12月15日に会長とG不動産のHさんと立ち会いをさせていただきました。境はしっかり入りっておりますし、国調の関係の調査も済んでおります。ここの入り口の図面にあるところが(場所の説明)でありますけれども、ここを歩いていくと2m50cm位の道でありまして、それからこの前のところ(斜線部)がありますけれども、そこが今のところ、(施設名)と駐車場の予定の所が60cm位駐車場の方が低くなっているということで、ここに土を入れて(施設名)の現在の敷地の高さまで持っていくというご説明を受けておりま

す。そういった中で、道路環境も良いところでありますし、境もしっかりしておりますので検討してもらいと思います。よろしく申し上げます。

<有賀会長>

何かご意見ありましたらお願いします。今までの駐車場が離れた所にあり、家族の訪問には遠すぎるということで、ここに駐車場を作りたいという話がありましたので、問題ないかと思っております。

<栗林推進委員>

1点よろしいですか。駐車場の雨水の排水はどうなっていますか。図面からはよく分からないのですが。

<福島推進委員>

図面の斜線の黒いところ、そこに南側に水路があります。ここに持ってきます。

<栗林推進委員>

駐車場を上げて処理するのではなくて、既存の水路に排水するということですか。

<有賀会長>

そこは用壁をうってやってくれるんじゃない？

<栗林推進委員>

心配するのは、下が農地だと思います。駐車場の排水を農地利用の所へ流して大丈夫でしょうか。

<福島推進委員>

現状は、田んぼはないようです。

<栗林推進委員>

周りは、図面ですと田んぼのようですが。

<福島推進委員>

田んぼのようですが、昔の地図でいけませんが、ここは何もなくて。

<栗林推進委員>

それでは、全然出水してないのですか。ここに田んぼが2枚あるけれどね。

<福島推進委員>

この上、(施設名)の北側の水路で現状は使っています。

<栗林推進委員>

排水が農業に影響がなければ良い。影響があるようであれば、敷地内で一回処理していただいて、出してもらわなければならない。これだけ広い駐車場であれば、雨水の排水は結構な量になる。今、大雨が降ることもあるので、既存の側溝へ出して、その水が周りの農地に出てはいけないと思います。

<有賀会長>

もう一度、雨水の排水については確認して。

<事務局 横内>

許可証を出す際には、雨水の処理についてはもう一度伝えさせていただきます。



<有賀会長>

それではよろしいですか。では4番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。地図は4枚目の裏を、配置図は5枚目の表をご覧ください。

大字伊那富…番地…にお住まいのIさんが所有いたします、中央…番…、地目は畑、面積359㎡を、大字伊那富…番地…にお住まいのJさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。

譲受人は現在アパートで生活しておりますが、手狭になったことから住宅を新築したい計画であります。

なお、計画変更申請も同時に提出されておりますのであわせてご審議をお願いいたします。当初計画者のIさんは、住宅を建築するため平成19年に5条の許可を受け申請地を取得しましたが、事情により計画を断念しておりました。今回は承継者であるJさんが申請地を取得し住宅を建築したい計画であります。

申請地は第1種低層住居専用地域の用途地域内ですので、農地法第5条第2項第1号ロの(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断します。この件につきましては、中條委員、原委員から意見書をいただいております。

<中條委員>

12月29日に原委員、H不動産と見て参りました。境ははっきりされていまして、道幅も両側に水路がありまして合わせると有賀不動産によれば6mあるそうなので問題なく、その他もなんら問題ないと思って確認して参りました。ご審議をお願いしたいと思います。

<有賀会長>

この件について何かご質問ありましたらお願いします。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは5番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

5番、使用貸借権の設定でございます。地図は5枚目の裏を、配置図は6枚目の表

をご覧ください。

大字樋口…番地にお住まいのKさんが所有いたします、大字樋口字矢沢原…番…、地目は畑、面積432㎡を、大字樋口…番地にお住まいのLさんが無償で借受け、住宅を新築するための申請でございます。

貸付人と借受人は義理の親子であり、借受人は将来家族が増えることを考え、住宅を新築したい計画であります

申請地は山林と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりのない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。こちらは農振農用地でありましたが、平成30年12月4日付で農振除外の公告が済んでおります。

この件につきましては小島委員、漆戸推進委員から意見書をいただいております。

<漆戸推進委員>

報告します。12月19日に小島委員と現地を確認しました。角地でありまして、大きい畑を分筆したということで、杭が新しく入っております。町道に関しては、2本、約5mと3mの交差点ということでもあります。上下水道に関しましても地図の通り直近まできております。特に問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

<有賀会長>

この件について、何かご質問ありましたらお願いします。これは、場所は？

<漆戸推進委員>

(場所の説明)だんだん上の方からこの南側の方へもだいぶ今年はできました。だんだんうまってくると思います。

<有賀会長>

これについて何かご質問ありましたら。前にも家ができてきておりますので、よろしいですか。よろしければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは6番目をお願いします。

<唐澤事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。地図は6枚目の裏を、配置図は7枚目の表をご覧ください。

東京都板橋区赤塚…丁目…番…にお住まいのMさんが所有いたします、大字赤羽…番…、地目は田、面積1,527㎡を、長野市東犀南…番地…にお住まいのNさんが取得し、太陽光発電施設を新設するための申請でございます。

譲渡人のMさんは遠方にお住まいで農業経営ができないため、農地の有効利用を検討しておりました。

譲受人のNさんは申請地に太陽光パネル244枚を設置し、売電を行いたい計画です。なお、Nさんは町外在住であります、設備の管理等は業者が代行して行う予定です。

また、申請地につきましては公図上の境界と現状が大幅にずれており、隣地所有者の意向確認が必要であると考えますのでご説明させていただきます。別紙カラー刷りの説明図をご覧ください。

図面の中の赤枠で囲んだ部分が今回の申請地赤羽…番…の境界線、緑色の枠で囲んだ部分が隣地の境界線となり、申請地との間には水路があるといった公図となっております。現状を確認したところ、申請地および隣地は現在休耕となっております、黒い点線のような形で畦があります。また、申請地と隣接地の間の畦は申請地に10m程入りこんだ場所にあり、申請地の方が1m程高くなっています。

役場で保管しております過去の航空写真を確認したところ、平成3年頃には現在の形で利用されており、現状での利用が20年以上となっております。公図と現状が大きくずれている経過は明確ではありませんが、長年隣地の所有者が耕作されていたと考えられる部分(図中に水色の斜線で示した部分)について権利確認が必要ではないかと考えています。

今回の申請地の所有者である河野さんは遠方にお住まいで、相続でこの農地を取得しており現状のような形で利用されていたことは把握しておりませんでした。隣地の所有者とは親族にあたるのとことではありますが、所在不明で音信不通のとことでもあります。申請に当たって他の親族との間では、第三者への売却につき話をしているのとことではありますが、隣地所有者とは直接連絡が取れていない状況のとことでもあります。

事務局といたしまして、隣地所有者の同意書の提出を検討しましたが、音信不通のため同意書の添付ができない状況であるとの回答がありました。

そこで、隣地所有者の耕作上の利便性を考慮し、農業委員会事務局から隣地所有者の意向の確認をし、同意が得られた段階で許可証を交付したいと考えております。意向をお聞きするために通知を送付し、期限を設け回答を得る予定ですが、期限までに回答がない場合には、同意とみなし、許可証を交付する予定であります。

そのため、今回は、隣接所有者の同意が得られた場合に許可証するとの条件を付しての許可と考えておりますのであわせてご審議をお願いします。

申請地は河川と宅地に囲まれた10ha 未満の農地で、いずれの農地区分にも該当しない広がりがない農地であり、農地法第5条第2項第2号の第2種農地、消極的2種と指定されますが、位置的代替性がなく許可はやむをえないと判断いたします。

この件につきましては小島委員、漆戸推進委員から意見書をいただいております。

#### <漆戸推進委員>

現地は、(場所の説明)。北側には東天竜、北側から東側にかけては東天竜、南側には澤底川がある、挟まれた地域であります。カラー地図で見ていただくと分かりますように何となく不自然な所になっております。境は、一応国調が入っておりますので取れたと思いますが、境杭は一応国調に 合わせて打ってありました。事務局で説明があったように、その隣地との境がどんなものかという問題が残るだけで、他には問題がないと見てきました。以上でございます。審議の程よろしくをお願いします。

#### <有賀会長>

境の青線と赤線のところがちょっといまましいということでしたけれど、持ち主に通知をして現況でよければということでお答えいただけるということ。

#### <栗林推進委員>

国調で境がはっきりしているというのに、境がはっきりしないということはどういうこと  
はどういう意味なんでしょうか。

#### <事務局 横内>

国調としては、赤い線の部分に昭和 63 年に杭が全部打たれていますが、この…番…の 10m 程入った水色の斜線部分に畦ができています。

#### <栗林推進委員>

これは境ではなくて、単なる畦ではないか。

<事務局 横内>

畦ですが、一体的に耕作しているのは緑色の人です。

<栗林推進委員>

水路があるので一体的とは言えないのではないか。

<事務局 横内>

水路は現状潰れて、今の段階ではないです。構図上は水路がありますが、現状は水路がなく、左側の黒の点線の通り、田んぼが1枚になっている。

<栗林推進委員>

水路は図面上はあるけれど現状はないってこと？水はどこから通っているの？

<事務局 横内>

水は、上下に走っている部分については、水路は今のところないが、水路と書いてある右から左にある、並行に走っているものについては、一応そこまではありました。

<栗林推進委員>

それでは境はないということではないか。杭はないということか。

<事務局 横内>

復元した、ここに杭があるよという位置のポイントは確認してきましたが、実際の地籍調査の杭は残っていなかった。

<栗林推進委員>

復元した杭はあるということでしょう。

<事務局 横内>

あります。

<栗林推進委員>

それは誰が打ったの？

<事務局 横内>

それは太陽光を設置する業者です。今回は売買が伴うため、杭を復元して構図上の境だというところに杭を打ってあります。

<栗林推進委員>

それは誰に権利があるのか。

<事務局長>

土地家屋調査士が打っている。

<栗林推進委員>

人の土地に勝手に打っていいのか。

<事務局 横内>

人の土地というか、赤い線の土地の所有権に基づいて、所有権の部分を復元した。

<中村委員>

…番…の人の立ち会いの元に杭を復元したわけではないでしょう？

<事務局 横内>

そういうわけではない。

<栗林推進委員>

…番…は見ると誰かが耕作しているようだが、まだ誰か分からないのか。

<事務局 横内>

誰かが耕作しているようですが、誰かは分かりません。台帳にも記載されていな

いので。

<事務局長>

利用権設定をしていないです。

<漆戸推進委員？>

現況は確かに田となっているが、ずっと前から草ぼうぼうで耕作していない。構図上でも、真ん中に水路があるが全く確認できない。Mさんという人は、とにかく処分をしたいということのようで、結局Nさんがお願いした不動産屋さんが恐らく例のピンクのところで境を打って、自分も立ち会ったが、太い杭を探す状態のところではなく、現状は全然両方とも耕作していないところである。

<小島委員？>

地籍調査をした時には、地図のような原型であったかもしれないが、それ以降何らかの事情で…と…の田んぼの境は、もしかすると水色の斜線部分の下の段に田んぼがあったかもしれない。それが作りづらいということで、1枚にしてしまった可能性もある。水路は潰してしまったと、それで今水を取り入れている形跡があるところは水路の線があるところから取った状態で作っていたようです。それが何年か前から耕作放棄地のようになくなってしまっていて、どこが境か分からなくなっている。

<栗林推進委員>

一番は、隣の田んぼのこともそうだけれど、隣接地は水路敷きだよ。水路を管理する人と立ち会えばいいんじゃないの？隣接地の人と協議する問題ではないのではないかな。

<中村委員>

水路管理者は誰なの？

<栗林推進委員>

まず水路を確認した方が良いのではないかな。澤底側へ出ているから、澤底側の方に水路敷きの跡がないかな。堤防か何かあって水を出す口があるのではないかな。川の

方に水路の口が出ていないか。

<漆戸推進委員？>

そんなものではなく、側溝もないわけです。水路の口は出ていない。舗装されて潰れている。高低さがある。

<栗林推進委員>

水路は潰れたかもしれないが、排水の跡はあるのではないか。

<事務局 横内>

水路については、青線(構図上水となっているところ)で町ですね。今、権利の確認をしたい一つの理由としては、…番…の方もこの構図の線通りで何ら問題ないという認識であれば、特段問題はないと思います。回答が得られたら得られたで。

<栗林推進委員>

問題はある。水路を壊しているから。復元してもらわなければ困る。

<事務局 横内>

水路は復元するのは…番…の方だとは思いますが、もし…番…の所有者の方がこの水色の部分のところまで何十年も自分の家の所有で自分が管理してきたという主張をもし万が一されるようであれば、今の時点で耕作していないので、それが時効取得に該当になるか分からないが、この水色の斜線部分は緑の所有者が主張してこなければ何ら問題はない。水路が潰れてしまっていることは問題ではあるけれど、緑の所有者さんからすれば斜線部分が自分のものと認識しているのか、構図通りの線で認識しているのかだけで、斜線部分の権利を認識しているようであれば、所有者の権利の主張を受け入れて意向を伝えてあげないといけないのかなというところを心配しての通知を今回送ろうということです。

<中村委員>

通知を送って返ってこれば良いが、返ってこなければどうするか。



<事務局 横内>

一応2週間期限を設けて、2週間で答えが返ってこなければ、もう同意としてみなすしかないという形です。

<栗林推進委員>

町外の方か。

<事務局 横内>

町外、東京にお住まいの方です。

<栗林推進委員>

今まで何年か耕作した人は町内の方ですよ。

<事務局 横内>

この二つの筆のご親族の方、どちらの立場からみてもおばさんといわれる方が耕作していたのではないかと今回の申請者の方がおっしゃっていました。そのおばさん自体が亡くなられてしまっているの、それをその後耕作の継続する方もいなかったということです。

<栗林推進委員>

Mさんという人は、町外の人だからそのようなことは全然知らないのではないかと。

<事務局 横内>

耕作していたと聞いたという段階なので、私も確実におばさんが耕作していたかというところまでは分かりませんが、そう認識しているとは言っていません。

<栗林推進委員>

水路管理者の不明の話は難しいのではないかと。

<中村委員>

建設水道の担当はどう言っているか。所有は辰野町でしょう。それで地元が管理し

ているということでしょう。そっちの方の意見を聞くべきではないか。

<一ノ瀬事務局長>

所有は辰野町ですね。実際、水路がなくなっているとすれば、それを確認して水路管理者としてもそこが必要ないとなれば、買い上げて払い下げてもらわなければならないので、そういう手続きをまず…番…の所有者、関係者についてはやっていかなければならない。赤線の部分は土地家屋調査士が復元をしたのですが、その際に、10m×20mに関する水路沿いの境界はどういうふうに杭を打ったのか。立ち会ってはいないですね。

<事務局 横内>

立ち会ってはいない。地籍のデータをもとに、それ通りのメーターを測って杭を復元しているという形です。

<中村委員>

その復元は隣接の水路の管理者、所有者と建設水道担当者が立ち会っているか。

<一ノ瀬事務局長>

一般的に分筆等をしないで一筆の農地を売却する際に、事前に委員の皆さんが杭の確認をされますが、その杭は国調の杭の場合もありますし、あるいは事前に土地家屋調査士等の専門家が復元をしたという杭もあるわけです。その際に、その復元をした時の境である道路や水路の管理者と立ち会って、杭が打たれたかの確認はしてないですね。今回は、こういうケースがあったから今それが課題となっているわけで、一般的には全く一筆売却する際にはそういうことをやってきてはいませんね。

<栗林推進委員>

やってきてはいないけれど、図面に水路があって現場へ行って水路がなければ確認します。この前の中央のアパートの件も、私が説明を受けたのは今の土地と同じようにアパートを建てると言ったのに、1m以上のアパートが建ってしまった。だから、横の水路を管理する時に今は現実では使っていないけれど、使うとなった時に管理するようになったら困るのではないかということである。前は、水路と同じ高さであったのでそうい

う心配は全然なかったけれど、今度は何か使うときに要壁が建ってしまっているので困るのではないかと思っていることもある。

<中村委員>

構図にあるのは、現場になれば残してもらわなきゃ。

<漆戸推進委員>

水路管理者は誰になるの？町ですね。町だって早く言えばここへ行って立ち会いをしても、良いと言えるのか。

<事務局長>

あるものがないので、復元してくれなり、次の払い下げのために現地を復元してくれと言いますね。

<中村委員>

要をなしていないのであれば、買い上げてもらわなければいけない。そういう手続きをとってもらわなければならない。

<漆戸推進委員>

買い上げは良いが、復元した杭が良いか悪いかということは、いくら町と立ち会いでやってもそれは正確と言えるか。

<事務局長>

それは地籍調査の成果物が地籍測量図で出ているものですから、それと辺の長さ全てが合っているか、ここにあってだろうという形で話になる。

<栗林推進委員>

もう1点良いですか。…番…は、どこから入るのか。

<漆戸推進委員>

東天沿い、この申請地水路、隣地境界と書かれているところ、土手みたいな形で入

っていくよになっているが、長年使われていないため、実際に使用するとなると歩いていくしかない。

<栗林推進委員>

…番、田んぼを借りて奥へいっているということはないか。

<漆戸推進委員>

ないが、トラクターで入るような道ではない。

<栗林推進委員>

それでは借りて入ったのではないか。

<漆戸推進委員>

それは、そこまでは水路の矢印のところ、斜線部分までは、水路と一緒にそのところから入っていくと思う。感じとすると。

<栗林推進委員>

もう一つは通行権の話がある。なくなってしまうと困る。施設を作るというのはどうか。入れるところがあれば良いが。

<漆戸推進委員>

…番…は農地として使う人はいないと思う。家庭菜園としては使えると思うが。

<栗林推進委員>

一応その通行権の確認はしておいた方がいいよね。

<原委員>

感想を良いですか。中条さんと私と一緒にってきました、先ほどの中央のJさんが買われるというところにもありました。私も初めて経験しました。Jさんが土地を買ったんです。隣に田んぼがありますが、この境にこの位のU字溝がずっとありました。私が何かと聞いたら、昔は田んぼだったから水路だったんです。今は水も通っていないし、

使い道もないけれど、これは勝手に動かしてはいけないと勉強させていただきました。今、なるほどこれがそういうことなんだと、同じような経験をしました。

<有賀会長>

この地図はいつのもの？

<事務局 横内>

説明図に使っている航空写真は平成 20 年に作成されたものです。

<事務局長>

まず、水路管理者とこの境界の確認をして、水路がたがないため、それについては今後の水路管理者から方針を示してもらって、…番…の方に話を進めるということになります。水路管理者としては、10m×20m の境は確かに国調の部分と変わらないということを確認すれば、とりあえず…番…の部分全体の一筆は確定できるわけですね。まずはそれを水路管理者と確認しなければならないことと、もう一つはその耕作権の問題で 10m×20m については今後こういう形で耕作権が失われるということがあるので、それについては…番…の方に通知を出して、やはり意志確認をしていくという 2 本立てです。まずは、水路管理者と境界を確認し、その上で…番…の方にも通知を出す。その時には、水路管理者の立場を添えて…番…の方に通知を出す必要もあると思います。行政の手続き上ですので、別の部署からも二つの通知がいくのではなく、一緒に出せば良いのでしょうか。その辺の便宜的なことも図りながら作業を進めつつ、通行権の確認も含めて再調査をして、次回にもう一度審議するということが良いでしょうか。いかがいたしましょうか。

<栗林推進委員>

水路を潰すには、何か理由があったのではないか。前が田んぼで作っていたのなら、近所の人に聞いてみてはどうか。

<事務局長>

役場の建設水道課との協議も必要になりますし、相手(緑色)方のこともありますし、今後再調査をする手続きもありますので、そういったものを条件付きとみなして今回同

意するか、それともその調査結果を待つて次回再度付議にするか、どちらかということでお諮りいただければと思います。

<有賀会長>

今、事務局から説明があったように、調べていただき、次回の農業委員会で報告してもらおうということによろしいですか。

<中村委員>

条件付の許可じゃないってことでいいんですよね？

<有賀会長>

では、再度次回の付議としてお願いします。次の議案第2号をお願いします。

### **【議案第2号、農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】**

<唐澤事務局次長>

利用権の設定であります。計10件、13筆、面積は13,391㎡、詳細は議案書の通りであります。経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。

<有賀会長>

この件について、何かご質問ありましたらお願いします。

<宮原職務代理>

設定期間は5年で10aあたりの賃借料4,000円というのは、1年で4,000円か5年で4,000円ですか。

<事務局 横内>

1年で4,000円です。

<原委員>

利用権の設定という時は、その行為が始まったらすぐに手続きをしなければならぬいものですか。

<事務局 横内>

始める前に速やかにこちらに出してもらい、この時期から始めたいというものを出示していただくのが良いです。基本的には、遡りはないので始める前にです。

<栗林推進委員>

13.0 m<sup>2</sup>の畑について、地目が畑ですが作付け作物が水田になっていて、これは畑を水田にするということですか。

<事務局 横内>

今回継続の申請になりますが、内容としては水稻として書かれているので、水稻のために利用するということになります。現況まで把握していません。

<栗林推進委員>

前から気になっていたが、議案に出てくるのは、1号の議案に出てくる3条、4条は現況を言っているが、他のものは登記地目で、集計をとる時はどういうふうにやっているのか。辰野町の水田が何ha、何m<sup>2</sup>、畑がいくらと言っているでしょう。審議する時には現況だと言って集計をとってきている。こっちのところは登記地目で集計をとってきているでしょう。例えば、転作で畑を作る時もあるが、それは水田でしょう。これを見ると、何となく転作になっているところも畑となっている気もしないでもないけれど、そういう確認はしているつもりでいるか。

<事務局 横内>

一応ここに載っている地目は、利用権の設定用紙には現況地目を書いていただいている地目になりますが、今回現況地目が畑で作付けが水稻なので、ちょっと現況をもう一度確認してきます。書いてもらっているのは、現況地目です。

<栗林推進委員>

転作田も田んぼということで良いのか。

<事務局 横内>

現況は田んぼなので、田んぼです。

<事務局長>

地目は現況です。

<栗林推進委員>

現況は良いが、畑になっている現況だけれど実際は転作田でやっているところがある。

<事務局長>

現況だから、今ここは登記地目を書いてしまっている。本当は、ここは田んぼではないか。

<事務局 横内>

今ここでは分からないため、また確認してきます。

<栗林推進委員>



私が言いたいのは、集計を取るのは現況でとっていることであれば、色々なところのものは必ず現況は登記地目現況ということにしなければならない。転作田は、見た目は畑でも現況水田でしょう。そういうものを現況で書いてきたものと転作田で出てきているものと照合して載せてくれているのかどうかというところが、審議の中では良いが、統計の中に入ると合わなくなるのではないかということ。

<事務局 横内>

そこは確認してきます。

<栗林推進委員>

申請者が現況畑と書いてきているが、調査する時には、水田の中の調査で転作田と書いて出すでしょう。そうすると田んぼではないか。それがちゃんと区別して集計してくれていれば良い。転作田の現況は水田ではないかという話である。統計を取るときに混在していなければ良いです。

<事務局 横内>

転作田との照らし合わせは今の時点でしていないので、すみません。書いてもらった現況地目がそのままここに載っている形で、今回の…番…については、もう現況水田として使っている場所なのか、進入路のために借りている場所なのか今の段階では私もできていないので、ここだけは確認させてもらえればと思います。→調べたところ、田んぼに向かうための通路でした。

<栗林推進委員>

このままで集計を取っていくと、転作田が入った場合に、水田の面積が残って畑の面積がどんどん転用になってきてしまう。

<事務局 横内>

…番…について地目をもう一度確認させてもらえればと思います。その確認が終わってからの審議が良いのか、貸し出すことには問題がないということであれば、審議していただいて後で報告するかのどちらかを選択いただければと思います。可としていただければ、議決をとっていただきたいと思います。

<有賀会長>

よろしいですか。承諾していただける方は、挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは、次の3号議案について、お願いします。

### **【議案第3号、農地利用集積計画(農地中間管理事業)について】**

<唐澤事務局次長>

農地中間管理事業に関しまして、計9件、10筆に利用権の設定であります。詳細は議案書のとおりでございますが、農地中間管理事業による中間管理候補農地整理簿に基づき、農地中間管理機構である公益財団法人長野県農業開発公社と8筆、7,840㎡について10年の賃借権、1筆、1,811㎡について10年の使用貸借権、1筆、151㎡について5年の賃借権を設定するものです。

<有賀会長>

この件について、よろしいですか。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは、次の4号議案について、お願いします。

### **【議案第4号、農用地利用配分計画(案)について】**

<唐澤事務局次長>

農用地利用配分計画(案)については、議案第3号で利用権を設定した農地について、農地中間管理機構から受け手へ利用権を設定するもので、すべての農地について認定農業者であり人・農地プランに位置づけられた担い手へ集積されます。詳細は議案書のとおりであります。農事組合法人たつの営農へ8筆、7,840㎡について10年の賃借権、1筆、1,811㎡について10年の使用貸借権、1筆、151㎡について5年の賃借権を設定するものです。農地所有者と借受者の間では合意がなされており、他の担い手の経営への支障はないものと考えます。

<有賀会長>

この件について何かご質問がございましたらお願いします。よろしかったら挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。それでは、次の5号議案をお願いします。

**【議案第5号、農地法第3条2項第5号の規定による下限面積の設定について】**

<唐澤事務局次長>

空き家に付随した農地に関しまして、下限面積を1アールとする申し出であります。地図は7枚目の裏をご覧ください。

農地法施行規則第17条2項の適用につきまして、新たに下限面積1アールを設定する区域は辰野町大字平出…番…です。

詳細は議案書のとおりであります。申請地は空き家バンクに登録した物件に隣接する農地であり、農業委員会で別に定めております要件を満たしておりますので、新たに1筆を設定区域としたいと考えております。

この件につきましては、小島委員、新村委員に現地をご確認いただいております。

<新村委員>

この件につきましては12月26日に小島委員と事務局2名の4名で現地を見てまいりました。ここは夏に避暑に兄弟でみえているくらいで、あとはほとんど空き家になっているところです。家の下のすぐ続きですけれど、少し砂利が敷いてありましたが、畑になっておりました。ちょうど家も兄弟4人で管理していたようですが、皆さん年齢が高くなって、なかなかこちらへも来られなくなったということで、空き家バンクに登録したと思いますが、家の続きに土地がありますので、何も問題ないです。

<有賀会長>

問題ないと報告がありましたので、よろしいですか。なければ挙手をお願いします。(全員挙手)ありがとうございました。続きまして、報告事項をお願いします。

<唐澤事務局次長>

それでは報告事項であります。農地法第18条第6項の規定による届出について、

合意解約でございますが2件、議案書のとおりでございます。

<有賀会長>

以上で議事を終わりたいと思います。その他をお願いします。

<一ノ瀬事務局長>

これから私の方で、その他について順を追ってご案内申し上げます。慎重審議いただきまして、ありがとうございました。それでは、〇が三つ用意されていますが、まずは事務局の横内から説明をお願いします。

その他

〇遊休農地発生防止・解消対策、えごまの取り組みについて(別紙参照)

(事務局 横内説明、古村推進委員補足説明)

・えごまの洗浄・乾燥 実施日時:1月15日(火)10時開始とする

追加の持ち物:はさみ・カッター等切る道具

あれば漬物用の桶(40、50L位)

長靴

〇農業委員会旅行について(別紙参照)

(事務局 横内説明、一ノ瀬事務局長補足説明)

確認事項:前泊有(17時役場発予定、夕食は高速SAで各自)、集合写真不要

社内飲み物アルコール要、

日本酒の用意は事務局判断、板倉さんに相談、各自でも自由

途中乗車;福島推進委員→かめや駐車場

有賀会長、宮澤委員→セブンイレブン駐車場

〇農業功績者表彰・農業名人認定候補者の推薦について(別紙参照)

(事務局 横内説明)

功績者:舟橋明美さん、名人:山口哲志さん

1月11日の審査会后、親族に連絡予定

〇平成30年度全国農業委員会女性協議会\*ベストレシピグランプリについて

(別紙参照)(事務局 横内説明)

エゴマを使ったレシピを3名の方に応募していただく予定

○次回委員会開催日:2月5日(火) 午前9時30分から 役場第7、8会議室

<一ノ瀬事務局長>

その他を含めて、事務局提案のものは以上ですか、全体に何かご意見・ご質問ありませんでしょうか。それでは、後もありますので、一旦これで閉めさせていただきます。閉会のご挨拶を宮原職務代理お願いします。

(閉会)

<宮原職務代理>

大変長い間、ご苦勞様でした。この後、新年懇親会がございます。以上をもちまして総会を閉会といたします。ご苦勞様でした。

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人 \_\_\_\_\_ 印